

第3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

平成30年3月9日(金) 午後3時00分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治
森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 江崎 和浩
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫

欠席農業
委員

林 孝雄

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 千秋
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行
岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
田中 鉄男 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 福井 正弘
堀 美勝 ・ 本田 忠雄 ・ 村瀬 新一

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 伊佐治 伸一
主査 高島 明見 主任 藤澤 裕美
主任主事 棚橋 秀行 主任主事 木下 勇氣
主事 川口 尚杜 主事 坂口 由充加
主事 山田 徳四郎

関 係 者

農林部農林政策課主任 柳原 浩亮

議 案

- 第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 第11号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第12号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第13号 農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第14号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第15号 岐阜市地域農業振興計画の策定に対する意見決定について
- 第16号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議 長

時間もまいりましたので、ただいまから、平成30年第3回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、18名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号5番林安廣委員、議席番号6番梶下信孝委員の両委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第10号農地法第3条

第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、使用貸借による権利の設定5件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、2番及び3番の長良地区からの申請内容は、1番が所有権の移転、2番と3番は使用貸借の権利設定です。いずれも高齢になり耕作困難になった渡人又は貸人が農業経営の拡大を図る受人又は借人へ畑を売却及び貸すものです。

申請明細4番と次の3ページ5番の常磐地区からの申請内容は農地の交換で、耕作地を集約し農業経営の円滑化を図るものです。

申請明細6番と7番の木田地区、七郷地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人はいずれも高齢のため耕作困難で、農業経営の縮小を図り、借人は農業経営の拡大を図るものです。借人は地区外に居住しておりますが申請地へは車で15分程度のところで通作にも問題ありません。

申請明細8番の厚見地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は高齢のため耕作困難で、農業経営の縮小を図り、借人は農業経営の拡大を図るものです。借人は農地所有適格法人でこの地区内で既に耕作をしております。

以上となります。

議長

ただいま、議案第10号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番、2番及び3番の長良地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、御説明をお願いします。

森瀬委員

今回の長良地区の同じ農業者3件の申請について説明致します。

この3件については、事前に渡人側から相談があったもので、2月19日に、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、事務局職員と共に、現地立会いを行いました。

受人は長良地区で柿と野菜の栽培をしており、今回の申請地では、柿といちごを栽培する予定です。

近隣に住んでいる親戚の方と協力して耕作をしていくと聞いております。地域の取り決めなども承知しており、耕作状況、農機具も問題ありませんので、地元と致しましても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番及び3ページ5番の常磐地区からの申請については、担当地区の河田均委員、御説明をお願いします。

河田委員

事務局の説明がありました。この度の申請は、耕作の利便のために農地の交換をするものです。

申請明細4番、5番の受人は、常磐地区で水稻や野菜の栽培をしております。

これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。

地元の取り決めも十分に理解しておりますので、地元としては問題が無いものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ6番の木田地区及び7番の七郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培される予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。また農機具なども事務局員が確認してございます。

なお、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題が無いものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ8番の厚見地区からの申請については、担当地区の林安廣委員、御説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から借人へ農地を貸借するものであります。

借人は、主に水稻の栽培を行っており、申請地では、米を栽培される予定と聞いております。

使用借人は、以前から今回の対象筆の一部の作業を引き受けており、また農地所有適格法人であり、認定農業者でもあります。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題は無いものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第10号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第11号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

伊佐治副幹事

それでは、議案第11号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、5ページの総括表にありますように、工業・鉱業用地が1件、再エネルギー発電設備が1件で、合計2件、転用面積は、合計1,090平方メートルとなっております。

6 ページの申請明細をお願い致します。

申請明細 1 番、芥見地区の申請内容は土木建築業を営む申請人の資材置場に転用するものでございます。

申請地は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている 4 メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設があり、第 3 種農地であると判断されますので許可し得るものであります。

申請明細 2 番、柳津地区の申請内容は太陽光発電施設に転用するものでございます。

この申請地も、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている 4 メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、その公共施設があり、第 3 種農地であると判断されますので許可し得るものであります。

議 長

ありがとうございました。

議案第 11 号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転 1 件、賃貸借による権利の設定 2 件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

8 ページをお願い致します。

総括表にありますように、用途区分別では土石等採取用地が1件、再エネルギー発電設備が2件、合計3件で転用面積は田、畑合計3,436平方メートルとなっております。

9 ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、黒野地区の申請内容は賃貸借の権利設定で太陽光発電施設に転用するものでございます。

申請地は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている4メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設があり、第3種農地であると判断されますので許可し得るものであります。

申請明細2番、西郷地区の申請内容は太陽光発電施設に転用するものでございます。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

申請明細3番、芥見地区からの申請内容は、岐阜県の砂利採取業者として登録されている事業者による、砂利採取を行うための一時転用許可申請であります。

なお、転用面積が1,000平方メートル以上でありますので、現地調査を実施致しております。

位置図を議案書末尾の34ページに掲載しておりますので御覧ください。

右上の周辺図で、申請地については、主要地方道93号川島三輪線から東へ約500メートル、岐阜市立岩小学校から北へ約200メートルのところに位置します。

申請地は、農業振興地域の農用地に指定されておりますので転用は原則不許可であります。転用目的が農地の一時的な利用にあたるため例外的に許可できるものであります。

なお、転用許可にあたりましては、他法令の要件を満たすこととしまして、砂利採取法に基づく認可申請手続きが並行してなされているところでもあります。

また、事業施工にあたって、特に周辺農地や道路等の公共施設に与える損傷などが懸念されますので、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員による、現地立ち合いを先月21日に行い、事業者へ十分に配慮するよう指導しております。

施工されましたら毎月、砂利採取法に係る認可担当の岐阜県商工労働部岐阜地域産業労働室及び岐阜市産業廃棄物指導課、岐阜市農林政策課、担当地区農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員で立ち入り調査を行っていくものであります。

議長

ただいま、議案第12号について事務局から説明を受けましたが、9ページ3番の芥見地区から申請されました農地転用については、現地確認を行いました。担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

先月21日に農地利用最適化推進委員の篠田委員、事業者、事務局職員と私で現地立会いを行いました。

事業者は現在、岩地区で砂利採取のための一時転用許可を受けて施工しておりますが、今のところ問題なく事業が行われております。

今回の申請地についても、同様に周辺農地や住民に対して十分な配慮をし、砂利採取法に基づいて計画どおり事業を行うことを約束されましたので、地元として許可は問題ないと判断しております。

先ほど事務局から説明がありましたが、許可後は地元といたしましても定期的に申請地を見ていく予定でございます。

議長

ありがとうございました。

議案第12号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第13号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出21件、第4条届出12件、第5条届出57件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第13号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

11ページが各地区別の報告となっております。

届出のありました21件の内訳は、

田が38筆25,235.50平方メートル、
畑が48筆15,506.50平方メートルで、
合計86筆40,742平方メートルでありました。

続きまして12ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が5件、集団住宅その他が3件、貸駐車場・資材置場が4件、合計12件、面積といたしましては、田、畑合計で4,946.82平方メートルでした。

受理明細は13ページから15ページに記載してございます。

16ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が17件、集団住宅その他が22件、道水路・鉄道用地が1件、工業・鉱業用地が2件、店舗等施設が8件、貸駐車場・資材置場が6件、再エネルギー発電設備が1件、合計57件、面積といたしましては、田、畑合計で28,486平方メートルでした。

受理明細につきましては、17ページから31ページとなって

おります。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年2月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案13号については、報告議案でございますのでご承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第14号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第14号、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

33ページをお願い致します。

今回は、日野地区から2件提出されており、特例適用農地面積は合計で、2,174平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上です。

議 長

ただいま、議案第14号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

岩地区の工事の進捗状況について担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

岩地区内で行われている2件の砂利採取の状況を報告致します。

まず岩滝西2丁目地内の砂利採取につきましては、現在も引き続き埋戻し作業が行われております。2月27日に県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、特に問題はありませんでした。4月中に埋戻し完了予定と聞いておりますので、今後引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

また、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、砂利採取法に基づく岐阜県の認可が2月9日になされたので、農地転用許可も同日付で行っております。現在は表土を掘削部の周辺に移しているところであります。工事の進捗状況に合わせ、周辺農地に係る営農活動に支障が生じないように見回りを行ってまいります。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

平成29年第8回農業委員会総会で審議いただいた御望2丁目の砂利採取ですが、2月6日付で岐阜県の砂利採取法と同時許可がなされました。

現在は、採取のための掘削作業に先立ちまして、周辺の安全フェンスの設置、表土の移動などが行われています。

今後は農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、報告のありました、工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わらせていただきます。

なお、岩地区及び黒野地区については今後も引き続いて中間報告をお願いしたいと思います。

議長

引き続きまして、別冊の第3回農業委員会総会議案（その2）でございます。

議案第15号、岐阜市地域農業振興計画の策定に係る意見聴取について、平成30年3月6日付け、岐阜市農政第239-1号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見決定及び、議案第16号、岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見徴収について、平成30年3月6日付け、岐阜市農政第239-2号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。関係部局の説明を求めます。

柳原主任

農林政策課の柳原と申します。よろしくお願ひ致します。

議案につきましては、表紙に「平成30年第3回岐阜市農業委員会総会議案（その2）農業振興地域の整備に関する法律関係」と書かれている冊子となりますので、よろしくお願ひ致します。

議案第15号「岐阜市地域農業振興計画の策定に対する意見決定について」及び、議案第16号「岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の内容を、説明致します。

今回は、8件の農用地からの除外申出に対する意見の決定を御審議いただくものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。議案第15号「岐阜市地域農業振興計画の策定に対する意見決定について」を説明致します。

2ページ、3ページを御覧ください。「岐阜市地域農業振興計画」は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、同施行令第8条第4項および同施行規則第4条の4第1項第27号に基づき、市の計画を策定するものでございまして、通称「27号計画」といわれております。

農業振興地域農用地からの除外につきましては、土地改良事業の施行中または事業の完了後8年を経過していないものは、通常

除外の要件を満たしません。が、諸般の事情により、農用地から除外することが、やむを得ないと判断されるものにつきまして、市が「27号計画」を策定しまして、例外的に除外を認めることとなります。

今回、農用地除外の申出があった8件のうち、1件の申出に関しましては、中濃用水土地改良区連合の「県営かんがい排水事業」の受益地に含まれており、土地改良事業の8年未経過の土地ということで通常の除外の要件を満たしません。が、やむを得ない事情があると判断致しまして、「27号計画」を策定するものでございます。

次に、概要について説明致します。

4ページの「4 施設の種類、位置及び規模」を御覧ください。申出があった1件は、農家分家住宅の申出で、所在地は北野西335番1でございます。

位置につきましては、21ページの地図で、「申出地」と示されている部分でありまして、面積は499.3平方メートルであります。

続きまして、5ページ中段の「8 施設の用に供される土地の土地改良事業の実施状況」を御覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、本件は、中濃用水土地改良区連合が事業主体の県営かんがい排水事業の受益地でございます。

事業の概要につきましては、記載のとおりでございます。

8ページの「10 検討調書」につきましては、今回申出のあった1件が、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」に規定された要件を満たしているかどうかの検討の結果でございます。

以上、1件の申出につきましては、農用地から除外することがやむを得ないものと判断した上で「27号計画」を定め、次の議題であります議案第16号で審議されます「岐阜農業振興地域整備計画」に反映されるものでございます。

それでは、続きまして、9ページからの議案第16号「岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」の内容を説明させていただきます。

今回の農用地利用計画の変更内容は、除外の申出が8件でございます。

11ページに記載の除外について、

田は7筆で7,963.3平方メートル、

畑は2筆で441平方メートル田畑を合計しますと、
合計9筆8,404.3平方メートルの農用地除外となります。

続きまして、12ページを御覧ください。

農用地区域から除外の申出があった8件の詳細が書いてございます。概要を説明させていただきます。

整理番号1は、南長森地域からの分家住宅の申出でございます。

所在地は、切通7丁目13番2でありまして、15ページの「申出地」と示されている部分でございます。面積は212平方メートルであります。

整理番号2は、同じく南長森地域からの離れの建築を目的とした住宅敷地の拡張の申出でございます。

所在地は、切通7丁目19番19でありまして、16ページの「申出地」と示されている部分でございます。面積は172平方メートルであります。

整理番号3は、合渡地域からの農家分家住宅の申出でございます。

所在地は曾我屋3丁目144番でありまして17ページの「申請地」と示されている部分でございます。面積は852平方メートルの内400平方メートルであります。

整理番号4は、同じく合渡地域からの参拝者用駐車場を目的とした敷地の拡張の申出でございます。

所在地は寺田7丁目91番でありまして、18ページの「申出地」と示されている部分でございます。面積は591平方メートルであります。

整理番号5は、日置江地域からの分家住宅の申出でございます。

所在地は茶屋新田1丁目65番4でありまして、19ページの「申出地」と示されている部分でございます。面積は1,146平方メートルの内269平方メートルであります。

整理番号6は、同じく日置江地域からの工場増築を目的とした敷地の拡張の申出でございます。

所在地は、茶屋新田1丁目40番でありまして、20ページの「申出地」と示されている部分でございます。面積は1,036平方メートルあります。

整理番号7は、三輪地域からの農家分家住宅の申出でございます。

所在地は北野西335番1でありまして、21ページの「申出

地」と示されている部分でございます。

面積は972平方メートルの内499.3平方メートルであります。

整理番号8は、方県地域からの病院建設の申出でございます。

所在地は安食1丁目86番及び87番でありまして、22ページ「申出地」と示されている部分でございます。

面積は2筆合計5,225平方メートルであります。

最後に、13ページを御覧ください。

(3)の「市町村検討調書」に記載されておりますように、除外の申出のありました8件は、いずれも「農業振興地域の整備に関する法律」に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものでございます。

議案第15号及び議案第16号の説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第15号及び議案第16号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後3時45分閉会を宣す。